

## 補装具申請の流れ【義眼】

①医師（15条指定医）に、意見書を書いて頂く。

※意見書は、身体障害者法第15条第1項に基づく認定を受けた医師  
に書いて頂いてください。

意見書を書いていただく予定の先生が認定を受けた医師かどうかかわからない場合は、障がい福祉課まで御連絡ください。

↓

②登録業者一覧業者の中から業者を選んで見積書を作成してもらう。

↓

③高松市に、意見書(原本)、見積書(原本)、申請書を提出。見積書(原本)については業者から直接市役所に送付していただいても構いません。

※ご提出は、総合センターへの提出、又は郵送でも提出可能です。

↓

④高松市から決定通知（10日～2週間程お時間がかかります）が届いたら、業者へ御連絡してください。

↓

⑥補装具購入費支給券・委任状を業者に提出してください。

(補足)

※決定前に義眼を購入すると、補助の対象外になります。

※利用者の負担は、原則として基準額の1割+基準額の超過分になります。ただし、市民税の課税状況などに応じて、上限額が設けられます。

※世帯の中で市町村民税所得割が最も多い方の税額が46万円以上の場合、補装具の給付の対象外になります。

※申請等でご不明な点がございましたら、高松市役所障がい福祉課【087-839-2333】（補装具担当）まで、御連絡ください。